

令和5年11月10日 第10回農業委員会議事録

1. 開催日時 令和5年11月10日（金）

開会時刻：9時58分 閉会時刻：10時25分

2. 早島町役場 2階第一会議室

3. 出席委員

1番 増田 利之

2番 安原 輝夫

3番 佐藤 周二

4番 林 正

5番 栗坂 一郎

6番 眞鍋 和崇

7番 佐藤 一義

8番 日笠 太（職務代理）

9番 原 勝

推進委員 水畑 徳子

推進委員 齊藤 啓子

4. 欠席委員

10番 澤田 晃始（会長）

5. 傍聴人数

なし

6. 議事日程

議案第21号 早島町農業経営基盤強化促進基本構想の変更に係る意見について

議案第22号 農地法第5条の規定による許可申請について

報告第10号 農地法第18条第6項の規定による通知について

7. 農業委員会事務局員

事務局長 安原 隆治

書記 上化田 圭一

書記 杉本 和也

書記 廣畑 卓也

事務局長（安原 隆治君）

ただいまから令和5年第10回早島町農業委員会を開会いたします。

はじめに会議の成立についてご報告いたします。本日は出席委員9名、欠席委員1名でございます。農業委員会等に関する法律第27条により、在任委員の過半数の委員の方がご出席しておりますので、本日の会議は成立しておりますことをここにご報告いたします。なお、本日は澤田会長が体調不良により欠席となっておりますので、早島町農業委員会会議規則第16条に基づき、以降の議事進行につきましては日笠職務代理によりお願いいたします。

議長（日笠 太君）

これより議事に入ります。まず議事録署名委員の指名を行います。私の方で指名してよろしいでしょうか。

【異議なしの声あり】

議長（日笠 太君）

それでは、議事録署名委員は、5番の栗坂 一郎委員、6番の眞鍋 和崇委員にお願いします。

【両委員了承】

議長（日笠 太君）

それでは、日程1の議案第21号 早島町農業経営基盤強化促進基本構想の変更に係る意見についてを議題といたします。

事務局、説明してください。

事務局（廣畑 卓也君）

議案書2ページから3ページをご覧ください。早島町農業経営基盤強化促進基本構想を変更するにあたり、農業経営基盤強化促進法第6条第4項に基づき、早島町より意見照会がありました。

簡単に、農業経営基盤強化促進基本構想について説明させていただきます。

参考資料をご覧ください。基本構想とは、早島町における今後の農業施策実施に伴い、将来の農業経営の発展の目標を明らかにし、効率的かつ安定的な農業経営を育成することを目的に定めたものです。この基本構想は農業経営基盤強化促進法及び県が作成する農業基本方針に即して市町村が定めるものであるため、基盤法の改正、それに伴う県の方針が変更された際は、早島町においても基本構想を変更する必要があります。令和5年4月に基盤法が改正、それに即して令和5年6月に岡山県が策定している基本方針である「21世紀おか

やま農業経営基本方針」が変更されました。早島町の基本構想も県方針の内容に即したものに変更する必要がありますので、この度早島町農業委員会に意見照会依頼があったという経緯でございます。変更案は、別紙2の冊子となっております。

続きまして、変更の概要についてご説明します。参考資料の2枚目をご覧ください。基盤法第6条第2項には市町村の基本構想に定める事項が規定されております。令和5年4月の改正により、基本構想に定める事項も変更されており、削除された部分を黒線で見え消し、追加された部分を赤色で表しております。今回の基本構想の変更は、基盤法の改正に即した変更となっており、別紙2の変更案においても同様に、削除された部分を黒線で見え消し、追加された部分を赤字で表しております。

これらの内容は、県の担当者と事前協議を進めており、担当レベルでは了解が得られたものにはなっております。今後の手続きですが、早島町農業委員会の他、晴れの国岡山農業協同組合へも意見照会をしておりますので、両組織からの回答がそろいました後、岡山県へ同意協議を行います。県知事の同意を受けましたら公告し、公表となります。

以上、今回変更となる部分についてご審議のほどよろしくお願いいたします。
説明は以上です。

議長（日笠 太君）

ありがとうございました。これより質疑に入ります。何か質疑がありませんか。

3番（佐藤 周二君）

前もって配布された資料を読んだところ、なかなかわかりにくい表現やくだい表現もありますが、国や県、それから町、縦系列の施策の一環として、町の方で農業振興をはかる観点から見ていって、本来のシステムに沿って、あまり内容が尻込みせずに、農業者にとって希望が持て、あまり窮屈でない、そういう内容であるなら特に異存はございません。

6番（眞鍋 和崇君）

今後農協との調整を行っていかれるということですが、施行期日として令和5年度中の施行はできるのですか。

事務局（廣畑 卓也君）

現在、農協の方にも意見照会を行っておりまして、今月中には回答をいただけることになっているので、同意協議ののち今年度中の施行、基本構想の変更から公表までできると思います。

7 番（佐藤 一義君）

連携するのは農協のほかに備南広域農業普及指導センターとあるが、これはどういう組織なのでしょう。

事務局（廣畑 卓也君）

備南広域農業普及指導センターは、備中県民局の中にある一つの部署とさせていただければいいのですが、そこには農業に関わる技師がおり、例えば栽培に関して技能的な指導や、研修が受けられる組織です。

事務局（杉本 和也君）

県の中でも農業の事だけに特化した組織です。

7 番（佐藤 一義君）

具体的に早島町が、指導や研修を受けた事案はあるのか。

事務局（杉本 和也君）

例えば認定農業者になられる方が作られた計画が、実際に具体的に実施可能な計画かどうか、経営の指導とかもしてもらえるところなので、農業に関する経営の事とか、栽培技術の事とかを総合的に指導されている県の組織だと思っていただければいい。

7 番（佐藤 一義君）

実績はあるのか。

事務局（杉本 和也君）

あります。

議長（日笠 太君）

その他、ご意見等ありませんか。

【質問、意見なし】

議長（日笠 太君）

ないようでありますので、議案第 21 号については適当である旨を回答したいと思います。いかがでしょうか。

【異議なしの声】

7 番（佐藤 一義君）

現地調査をしたが、そこのすぐ南側の三角の形の農地があるが、そこも同じような状態なのでここもいずれ資材置き場になるかと思うが、そうなればこの辺がきれいになるかなという、そんな状況でした。

議長（日笠 太君）

ちょっと聞くが、仕事はこの人は何をしているのか。

事務局（廣畑 卓也君）

譲受人の●●●様ですが、今回の申請の添付書類として、企業の場合は会社の定款や登記の証明書を添付することになっており、それによると●●●の事業目的は、1. 鉄鋼業、2. 車両運搬具の板金塗装業、3. 運送業、4. 倉庫業、5. 土木工事業、6. 不動産管理業、7. その他前にお伝えしたのものに関する一切の事業となっております。

議長（日笠 太君）

ということは幅広くすると書いてある。おそらく●●●じゃなかったか。

4 番（林 正君）

今のところは狭いし、借りている。●●●の頂上でしているから、基礎工事の用の機材保管場所、修理の置き場に使うのだと思う。今は便利の悪いところで行っているから。基礎工事の運搬と修理を請け負っている。息子が土建屋をしている。

議長（日笠 太君）

その他、ご意見等ありませんか。

【質問、意見なし】

議長（日笠 太君）

ないようでありますので、議案第22号・番号1については許可したいと思います。いかがでしょうか。

【異議なしの声】

議長（日笠 太君）

ないようでありますので、議案第22号・番号1については許可と決定されました。

続いて、報告第10号 農地法第18条第6項の規定による通知について、事務局説明してください。

事務局（廣畑 卓也君）

議案書6ページをご覧ください。農地の賃貸借の解約の通知がございました。農地の所在は早島字下野●●●●番●、地目が田、面積が1,702㎡、早島字下野●●●●番●、地目が田、面積が104㎡で合計2筆、1,806㎡です。貸付人は早島町早島●●●●番地●にお住いの●● ●●さん、借受人は早島町早島●●●●番地●にお住いの●● ●●さんです。解約申入日、解約成立日、解約引渡日、解約通知日はいずれも令和5年10月24日となっております。位置図は7ページです。説明は以上です。

議長（日笠 太君）

ただいまの説明に関して、質疑・意見などありませんか。

【質疑、意見なし】

議長（日笠 太君）

ないようでありますので、以上で報告第10号を終わります。

また、体調不良による澤田会長の欠席が続いておりますが、そのことについて事務局から報告があるそうです。事務局、説明してください。

事務局長（安原 隆治君）

澤田会長におかれましては、体調不良により本日を含め直近3回の農業委員会を欠席されている状況でございます。そのため直接会って、様子をお伺いするため、11月2日に日笠職務代理と私で澤田会長宅を訪問して参りました。

体調としては優れないご様子で、お話の中では農業委員会委員自体の辞職についても言及されたような状況でした。

当然、私共としては元気になってまた帰って来ていただきたいという思いをお伝えしましたが、強い思いを持たれており、今後の状況次第では澤田会長から辞職願の提出が見込まれるのではなかろうかという風に考えております。

農業委員会法上、委員を辞職する場合は農業委員会と町長の同意が必要となります。

早ければ来月の委員会にこの事案が上程されることが考えられますので、ご審議をお願いすることになるかもしれません。

また同時に農業委員会会長を欠くこととなりますので、委員の皆様での互選による新たな会長の選出も行っていただくことも想定されます。現在の澤田会長の状況を踏まえまして、皆様へご報告するとともに、今後のアクションを起

こさないといけないという報告をさせていただきました。

以上で報告を終わります。

議長（日笠 太君）

それではその他について、事務局から説明をお願いします。

事務局（廣畑 卓也君）

連絡事項が3点ございます。

まず1点目ですが、次回の農業委員会について。議案書8ページをご覧ください。次回の農業委員会は12月11日（月）の10時を予定しております。場所は2階の第一会議室です。また議案書を送付いたしますので、ご確認ください。

2点目ですが、市町村農業委員・農地利用最適化推進委員研修会が12月19日（火）、吉備中央町にて開催されます。会場への送迎には事務局にてマイクロバスを手配させていただきます。ご多忙とは存じますが、ご出席下さいますようお願いいたします。欠席される場合は次回の委員会までに事務局までお申し付けください。

6番（眞鍋 和崇君）

何時に集合ですか。

事務局（廣畑 卓也君）

10時20分には役場を出発し、途中で昼食をはさみまして会場に向かうという流れを想定しております。決まり次第またご連絡いたします。

3点目ですが、建設農林課長の安原の方から早島駅及び役場周辺の市街化区域編入の説明会について報告がございます。

建設農林課長（安原 隆治君）

前回、農業委員会の方で市街化区域編入予定区域の地権者の方を対象とした説明会を開催するという報告をさせていただきました。その結果について概要をご説明申し上げます。

説明会は10月27日（金）午後7時から1時間40分程度、中央公民館でさせていただきました。出席者は75名で、案内をした人数は205名でしたので、約37%が出席されました。今回の市街化区域編入予定区域内の農地の所有者は26名、うち22名に出席していただきました。説明会全般として言われたのは、ずいぶん前から編入の話は聞いていたが、やっと動くのかという印象、早く進めて下さいと言うのが総論でございました。反対意見はいただきませんでした。

今後の予定といたしまして、説明会でお伝えしたのは全体を対象にした説明会ではなく、東のエリアや役場の周辺など個別に地元説明、あるいは農地地権者を中心として回らせていただくというようなことをしゃべらせていただきました。これから個別の説明に入っていきますので、いろんな各論とか、いろんな対応をしていかないといけないことが出てこようかと認識しているところでございます。以上、報告をさせていただきました。

2 番（安原 輝夫君）

その時に説明をしていた人は県から来られていたのか。それとも役場の職員なのか。

建設農林課長（安原 隆治君）

町の任期付職員です。以前は他市の職員で、そこを退職されて今回都市計画に精通された方ということで募集したところへ来ていただいた方です。

議長（日笠 太君）

以上で、本日の議案は全て終了しました。

令和5年第10回早島町農業委員会を閉会いたします。